

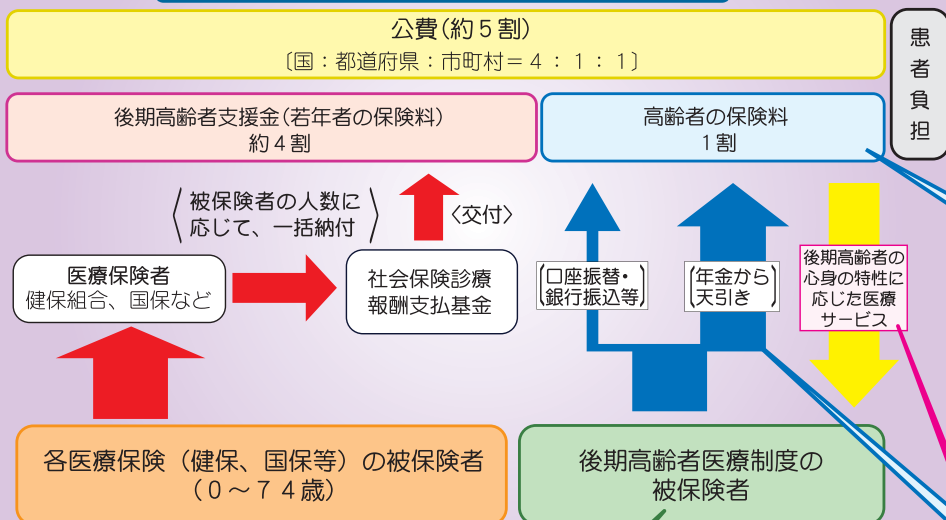


後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内の全ての市区町村が加入して設立された地方公共団体です。平成18年度中に全ての都道府県で設立が完了しています。

後期高齢者医療制度の仕組み

【運営主体：全市町村が加入する広域連合】



《被保険者》

- ① 75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）
 - ② 65～74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）
- これらの方々は、現在加入中の国民健康保険又は被用者保険から脱退し、新たな制度に移行することになります。加入するときは、一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証をお渡ししますので、医療を受ける際は必ずこれを提示してください。

《保険料》

- 保険料は、「高齢者の方一人ひとりに皆、納めていただく」ことになります。
- 保険料の額は、その方の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割）」と「被保険者の方に「等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）」の合計額」になります。
- ▼ 所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減（7割、5割、2割）されます。
- ▼ どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高になります。
- 後期高齢者医療制度に加入する直前に

「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで健康保険の被保険者」であった方

国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方

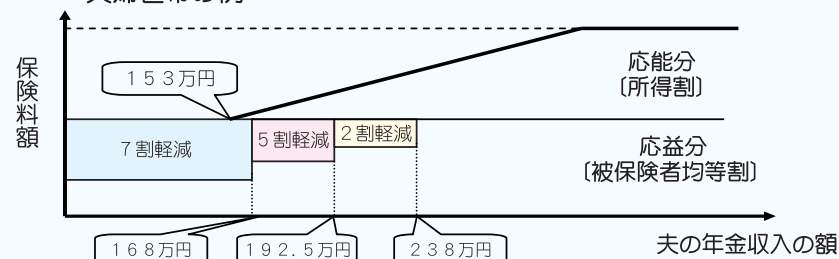
新しく保険料をご負担いただくことになります。「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。
ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。→表紙をご覧ください。

- 所得割の率や被保険者均等割の額は、「各広域連合が、それぞれの都道府県の医療の給付に応じて、2年ごと」に条例で決めます。
- 高齢者の方々にご負担いただく保険料の総額は、これまでの保険料と同程度で、後期高齢者医療制度にかかる給付の1割になります。

1人当たり保険料額＝被保険者均等割額＋1人当たり所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書所得）×所得割率

夫婦世帯の例



- 保険料は原則として年金から徴収されます。
- ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により、市区町村に対し個別に納付していただくことになります。

《医療の給付》

- 後期高齢者に対する医療給付の種類は、新たに設けられる高額医療・高額介護合算制度以外は、現行の老人保健及び国保において支給されているものと基本的には同じです。



後期高齢者の新たな診療報酬体系の検討

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築することとされていることから、そのための検討を行っています。